

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月22日
【会社名】	株式会社C S Sホールディングス
【英訳名】	CSS Holdings,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林田 喜一郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町10番 1号
【電話番号】	03(6661)7840(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 岩見 元志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町10番 1号
【電話番号】	03(6661)7840(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 岩見 元志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年12月18日開催の当社第31回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年12月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下「改正会社法」といいます。）により新たに導入された監査等委員会設置会社へ移行するために必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行う。

改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役についても、責任限定契約を締結することができるように、定款の規定を新設する。

上記の各変更に伴い、条数及び項番号の一部変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役として、野口緑氏、林田喜一郎氏、川勝雄介氏、三瓶秀男氏、磯邊和彦氏、辻勝太郎氏、森永洋一郎氏、岩見元志氏の8名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、渡邊和男氏、山館博康氏、越智敦生氏の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、篠連氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額300百万円以内とする。なお、取締役の報酬等（監査等委員である取締役を除く。）の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

監査等委員である取締役の報酬額は、年額40百万円以内とする。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、当社の対象取締役に対して支給する新たな業績連動型株式報酬等の額は、対象取締役分に相当する金額の上限を1事業年度あたり11.25百万円とする。なお、各取締役に対する具体的な支給時期及び配分につきましては、取締役会の決議による。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	33,639	43	-	(注)2	可決 99.9
第2号議案					可決 99.8
1. 野口緑	33,631	51	-	(注)1	可決 99.8
2. 林田喜一郎	33,631	51	-		可決 99.8
3. 川勝雄介	33,631	51	-		可決 99.8
4. 三瓶秀男	33,631	51	-		可決 99.8
5. 磯邊和彦	33,631	51	-		可決 99.8
6. 辻勝太郎	33,620	62	-		可決 99.8
7. 森永洋一郎	33,631	51	-		可決 99.8
8. 岩見元志	33,631	51	-		可決 99.8
第3号議案			-		
1. 渡邊和男	33,634	48	-	(注)1	可決 99.9
2. 山館博康	33,621	61	-		可決 99.8
3. 越智敦生	33,634	48	-		可決 99.9
第4号議案					
1. 篠連	33,637	45	-	(注)1	可決 99.9
第5号議案	33,609	73	-	(注)3	可決 99.8
第6号議案	33,608	74	-	(注)3	可決 99.8
第7号議案	33,604	78	-	(注)3	可決 99.8

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上